

平成29年5月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年5月11日(木) 午後2時 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

4. 会議に出席した委員(19名)

1番	草場 學	2番	後藤 感二
3番	中村 洋子	4番	平山 政之
5番	重松 淳一	6番	山田 武二
7番	坂田 俊博(欠席)	8番	高松 昭夫
9番	能塚 美鶴	10番	田中 浩
11番	熊手 久雄	12番	寺崎 昇
13番	井手 博幸	14番	白水 隆資(欠席)
(15番	欠 員)	16番	武下 博俊
17番	藤井 豊志	18番	寺崎 廣喜
19番	永利 昇	20番	柳 文子(欠席)
21番	永利 春雄	22番	草場 小夜子
23番	久光 悟		

5. 会議に出席した事務局職員(4名)

○会長 5月の連休も終わりました。季節も春から夏へと移ってまいります。これから水稻播種や育苗それから麦の収穫といよいよ農繁期を迎えます。皆様におかれましては大変忙しい中、本総会に参集いただきましてありがとうございます。本日は議案3件、報告事項3件でございますので、委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は19名で委員定足数に達しております。なお坂田委員、白水委員、柳委員より欠席届が出ています。よって、平成29年5月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、4番 平山政之 委員、5番 重松淳一 委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 これより日程第2 議案の審議を行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について4件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。番号1は山隈の畑1筆です。譲渡人が耕作不便のため売買されるものです。

(価格、場所の説明)

次に番号2は吹上の畑3筆です。譲渡人が耕作不便のため売買されるものです。

(価格、場所の説明)

次に番号3は大板井の田1筆です。譲渡人が耕作不便のため売買されるものです。

(価格、場所の説明)

次に議案書の2ページをご覧ください。番号4は大崎の田5筆です。経営規模拡大のため売買されるものです。

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われま。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、第3分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、2件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の3ページをお願いします。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。

番号1は、二森地内の畑1筆です。一般個人住宅を建設するため申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は前面道路に上下水管が埋設され、おおむね500メートル以内に医療施設が複数存在するため第3種農地に該当し、立地基準及び一般基準ともに問題ないと思われま。

次に番号2は、吹上地内の畑1筆です。貸ガソリンスタンド建設のため申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は第1種農地になりますが、県道の沿道区域内に設置される給油所ですので例外規定に該当し、立地基準及び一般基準ともに問題ないと思われま。

なお、番号1と番号2は先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 所有権移転2件を議題といたします。
事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の4ページをお願いします。議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は二森地区内の田1筆です。経営規模拡大のため福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(価格、場所の説明)

番号2は八坂地内の田1筆です。経営規模縮小のため福岡県農業振興推進機構へ売り渡すものです。

(価格、場所の説明)

なお、譲受予定者は経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第2分科会にお願いしておりましたが、第2分科会長よりご報告をお願いします。

○第2分科会長 ご報告いたします。議案第3号農業経営基盤強化 促進法に基づく農地利用集積計画の承認について の所有権移転2件につきまして、第2分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の

一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願ひいたします。
○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。
何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので議案第3号は原案通り承認いたします。

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項にはいります。報告事項3件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の5ページをご覧ください。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出8件につきまして報告いたします。今回件数が多いことから地区名など省略させていただきます。

番号1は売買のための合意解約です。

次に、番号2は転用のための合意解約です。

次に、議案書6ページの番号3から番号5は借手の変更による合意解約です。

次に、議案書7ページの番号6は売買のための合意解約です。

次に、番号7は借手の都合による合意解約です。

次に、8ページにかけての番号8は売買のための合意解約です。

詳細につきましては議案書記載の通りでございます

続きまして、議案書の9ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の転用届出について、2件の報告いたします。

番号1は道路の隅切り部分とするため、届出が提出されたものです。

次に、番号2は貸家の敷地として使用するため、届出が提出されたものです。

詳細につきましては議案書記載の通りでございます。

続きまして、議案書の10ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の転用届出について、1件の報告いたします。

番号1は、排水施設の敷地とするため持分の2分の1を所有権移転する届出が提出されたものです。

詳細につきましては議案書記載の通りでございます。

以上で報告事項を終わります。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項3件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問意見なし)

○議長 以上で本総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして5月小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

平成29年5月11日(木) 午後 2時20分閉会
小郡市農業委員会